

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 分 類   | 基 本 規 程            |
| 規程番号  | J P C - 基規 - 1 0 4 |
| 制 定   | 平成 17 年 4 月 1 日    |
| 改 訂   | 平成 年 月 日           |
| 有効期限  | 平成 年 月 日           |
| 管理責任者 | 経営企画室長             |

## ディスクロージャー規程

日本高純度化学株式会社

(目的)

第1条 本規程は、日本高純度化学株式会社(以下、「当会社」という。)に関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報の公正かつ適時・適切な開示方針を定めることにより、証券取引に関連する法令及び証券取引所の諸規則を遵守することに加え、株主・投資家・地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの当会社に対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的とする。

(経営関連情報の定義)

第2条 経営関連情報とは以下の各情報をいう。

(1) 法令開示情報

国内の証券取引に関連する法令、及び当会社の株式が上場されている国内の証券取引所の諸規則で開示が認められている情報

(2) 個別開示情報

法令開示情報に該当しない情報のうち、本規程の目的を達成するために第4条に定めるディスクロージャー会議が開示することを決定したもの

(3) その他重要な情報

本条(1)及び(2)に属さない情報のうち、当会社の財務状況または外部からの評価に重大な影響を与えるおそれがあるもの

(ディスクロージャー事務局の設置)

第3条 当会社は、取締役会で任命された情報開示担当役員及び情報開示責任者により構成されるディスクロージャー事務局を設置する。

2. 経営関連情報は各部門長(内部情報管理者)からディスクロージャー事務局へ適時報告され、当事務局において一元的に管理される。

(ディスクロージャー会議の設置)

第4条 ディスクロージャー事務局に報告された経営関連情報が、開示すべき重要事実等(別紙に掲げる)に該当するか否かを審議する機関としてディスクロージャー会議を設置する。

2. 当会議は、社長及びディスクロージャー事務局の構成員、さらに社長あるいは事務局が必要と認めた者により構成される。
3. 当会議は、ディスクロージャー事務局が必要と判断したとき、及び内部情報管理者が事務局に要請したときに、事務局の招集により開催するものとする。事務局は、内部情報管理者からの要請があった場合、正当な理由がない限り本会議の招集を行わなければならない。

(ディスクロージャー会議の役割)

第5条 本会議は、経営関連情報の開示が本規程の目的に沿って行われるよう、以下の責務を有するものとする。

- (1) 本会議は、第2条(2)に定める個別開示情報及び同条(3)に定めるその他重要な情報を決定する。
- (2) 本会議は、経営関連情報の把握について最終的な責任を負う。
- (3) 本会議は、本規程の内容を当会社内で周知徹底させ、本規程が遵守されるよう適切な措置を講ずるとともに、当会社各部署に対して、本規程の目的のため必要な助言・勧告を行うものとする。
- (4) 本会議は、本規程に反する行為があった場合、当該行為を行った役職員に対する指導・勧告を行うとともに、当該行為による当会社の経営及び当会社株式等の市場価格に対する影響を最小限にとどめるため、適切な措置を講ずるものとする。
- (5) 当会社において、経営関連情報の開示につき法令・諸規則に反する行為があった場合、本会議は関係当局の調査に全面的に協力するとともに、当会社の役職員に対しても関係当局の調査に全面的に協力するよう指導するものとする。

(経営関連情報の報告体制)

第6条 当会社各部署は、業務を遂行する上で入手した当会社の経営関連情報を、ディスクロージャー事務局に報告しなければならない。

2. ディスクロージャー事務局は、必要に応じて各部署に対し、追加の情報を要請することができる。

(経営関連情報の開示方法)

第7条 当会社は、第2条(1)に定める法令開示情報の開示については、原則として、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、同取引所が運営する「適時開示情報伝達システム(Tdnet)」において開示するものとし、そのうえで遅滞なく報道機関への発表及びその他の法令・諸規則の定める開示手続を行うものとする。

2. 当会社は、第2条(2)に定める個別開示情報及び同条(3)に定めるその他の重要な情報の開示については、ディスクロージャー会議または取締役会が決定する方法により行うものとする。
3. 本条第一項及び第二項の定めに従い経営関連情報の報道機関への発表を行う場合は、情報開示担当役員もしくは情報開示担当役員の指名する者が発表を行うものとする。
4. 前項の開示を行った場合は、遅滞なく当会社のウェブサイトへ報道発表の内容を

掲載するものとする。

(公正開示原則)

- 第8条 当社は、原則として、一部の第三者のみへの経営関連情報の開示は行わない。ただし、個別開示情報のうち、一部の第三者への開示が本規程の目的に反しないものとディスクロージャー会議が判断した情報については、この限りではない。
2. 前項但し書きの場合を除き、当社の未開示の経営関連情報が一部の第三者のみに開示された場合は、ディスクロージャー会議または取締役会が決定する方法により、速やかに当該経営関連情報を開示するものとする。

(官公庁への情報提供)

- 第9条 当社各部署は、前条第一項の定めに拘らず、以下の者に対し経営関連情報を提供することができる。
- (1) 当社が監督を受ける官公庁  
(2) 当社に対して契約により守秘義務を負う者  
(3) 当社が格付を依頼した格付機関  
(4) 当社が起用する弁護士、公認会計士  
(5) その他ディスクロージャー会議が必要と認めた者
2. 役職員は、第7条、第8条及び前項の定めによる場合を除いては、未開示の経営関連情報を当社の外に伝達してはならない。

(将来情報の取扱)

- 第10条 当社が業績に関する予想を開示する場合には、それが開示時点において予想しうる前提条件のもとで作成されており、予想値と実際の業績が乖離する可能性があることを明示するものとする。
2. 当社は、本規程の目的に資するとディスクロージャー会議又は取締役会が決定した場合、国内外の法令・諸規則及び本規程に反しない限りにおいて、将来情報を開示することができる。将来情報を開示する場合は、当該情報が将来情報である旨を明示するものとする。

(風説等への対応)

- 第11条 当社は、当社の株式等への投資判断に影響を与えるおそれのある風説等に対してはコメントをしないこと基本方針とする。ただし、当社の株式が上場されている国内外証券取引所の諸規則により当該風説等に関する照会を受けた場合、及びディスクロージャー会議が必要と認めた場合は、ディスクロージャー会議の決定するところに従い対応を行う。

(アナリストレポートへの対応)

第12条 当社は、当社に関するアナリストレポートに記載された情報につきコメントをしないことを基本方針とする。ただし、当該情報が、当社が既に開示した情報と明らかに異なっており、放置することが適当でないとディスクロージャー会議が認める場合には、適切な対応を行う。

(沈黙期間)

第13条 当社は、四半期の終了日から当該四半期の業績の発表日までの間は、沈黙期間として当該四半期の決算情報に関する対外的コメント及び問い合わせへの回答は行わないことを基本方針とする。ただし、決算数値に影響を与える経営関連情報の開示を行う場合はこの限りではない。

(取締役会または決議)

第14条 ディスクロージャー会議の決定事項のうち、ディスクロージャー事務局が重要と判断したものは取締役会に報告するものとする。

(本規程の改廃)

第15条 本規程の改廃は、取締役会の決定による。

(施行)

第16条 このディスクロージャー管理規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。